

改正前の横浜市防災会議運営要綱では、第 3 条において、「委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。」と定められていましたが、本市における附属機関の運営に関するルール等との整合を図るため、**第 3 条を削除し**、以降の条を繰り上げました。（令和 7 年 4 月 1 日施行）

改正前	改正後
<u>（代理）</u> <u>第 3 条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。</u>	<u>（削除）</u>

なお、運営要綱の軽微な修正等については、要綱第 7 条第 2 項及び 3 項の規定（※）により、会長の専決処分とし、専決処分をした場合は、その旨、報告することとなっておりましたので、ご報告いたします。

（※）横浜市防災会議運営要綱抜粋
（専決処分）

第 7 条

- 2 前項に定める場合のほか、軽微な事項については、会長は、専決処分にすることができる。
- 3 会長は、前 2 項の規定により専決処分をしたときは、次の会議にその旨を報告するものとする。
ただし、次の会議の日時が定まっていない場合は、速やかに書面により委員に報告するものとする。